捕　獲　器　貸　出　申　請　書

年　　　　月　　　　日

かほく市長　様

申　請　者　団体名

　代表者氏名

住　　　所　かほく市

電話番号

下記のとおり捕獲器の貸出しを申請いたします。また、捕獲器の借用にあたり、「かほく市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出基準」の記載事項について同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 捕獲予定頭数 | 　　　　　　　頭 | 捕獲器借用台数（一回の申請につき二台まで） | 　　　　　　　台 |
| 設置場所 | かほく市 |
| 借用期間 | 　　　　年　　　　月　　　　日　～　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 借用理由（該当する番号を〇で囲ってください） | 1.猫の不妊去勢手術　　　　　　 2.猫の傷病等の治療 |
| 3.飼い猫として室内飼育　　　　 4.猫の譲渡 |

※市担当者記載欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 |  | 捕獲器番号 |  | 受付担当者 |  | 返却確認者 |  |

返済時確認事項

返却日　　　　　　年　　　　月　　　　日　　捕獲頭数　　　　　　　　　　　　　　　　　頭

捕獲後の対応

捕獲器の破損等の有無　　　　有　・　無　　　破損等の内容

洗浄の有無　　　　　　　　　有　・　無

かほく市飼い主のいない猫対策用捕獲器貸出基準

1. 目的

この基準は、市内に生息する飼い主のいない猫対策として、次の各号を目的とした猫の捕獲に限り、猫の捕獲器を貸出すことに関して、必要な事項を定める。

1. 不妊去勢手術を施すため。
2. 傷病等の治療を施すため。
3. 飼い猫として室内飼育するため。
4. 猫を譲渡するため。
5. 利用対象者

原則として、市内町会区及び市内で活動する団体とする。

３．利用方法

（１）利用者は、猫を観察し、本当に飼い主のいない猫かどうかを近隣に確認する。

（２）利用者は、上記（１）の後、捕獲器貸出申請書を提出する。

４．料金

　　　無料とする。

５．利用者の義務

（１）捕獲器をこの基準に記載する以外の目的で使用しないこと。

（２）捕獲器の設置に関しては、土地所有者等の承諾を得ること。また、直射日光や風雨を避ける等、猫の健康に配慮すること。

（３）捕獲器の管理や餌の入れ替え等、周辺の土地の環境衛生保持に努めること。

（４）猫の捕獲後は速やかに保護すること。

（５）捕獲器の転貸はしないこと。

（６）利用者の責めに帰すべき理由により捕獲器が滅失し、又はき損したときは、申請者が現物をもって賠償すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

（７）捕獲器に起因する怪我及び事故その他トラブルについては、利用者が責任を持って対応すること。

（８）利用後は、洗浄して返却すること。

６．利用期間

　　　原則として、一ヶ月以内とする。

７．貸出台数

　　　原則として、一回の申請につき二台までとする。

８．報告

　　　利用者は、捕獲器の返却時に、捕獲頭数及び捕獲後の対応結果を報告すること。

９．その他

　　　この基準の実施に関し必要な事項は、市長がその都度決定する。